

学校いじめ防止基本方針

田原市立中山小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりをすすめる。

2 いじめの定義

田原市における「いじめ」の定義は、法の規定に準じ、以下のとおりにします。

「いじめ」とは、子供と一定の人間関係（※1）にある他の子供が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子供が心身の苦痛を感じているものをいいます。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行うことが必要です。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。例：「いじめ・不登校対策委員会」）を活用し、組織的に判断することが求められています。なお、いじめのうち、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要です。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、当該児童が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（スポーツ）など、当該の児童と何らかの人的関係がある状態を指します。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりをすすめる。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケート（年3回）や教育相談を定期的実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

- ウ 全職員で児童の様子を観察し、児童の変化を敏感に捉えることに努める。
- エ 教育サポートセンター等のいじめ相談電話、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。校内においては、「いじめ相談手紙ボックス」の設置や、相談担当者の周知を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見や通報を受けたら、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育サポートセンター、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

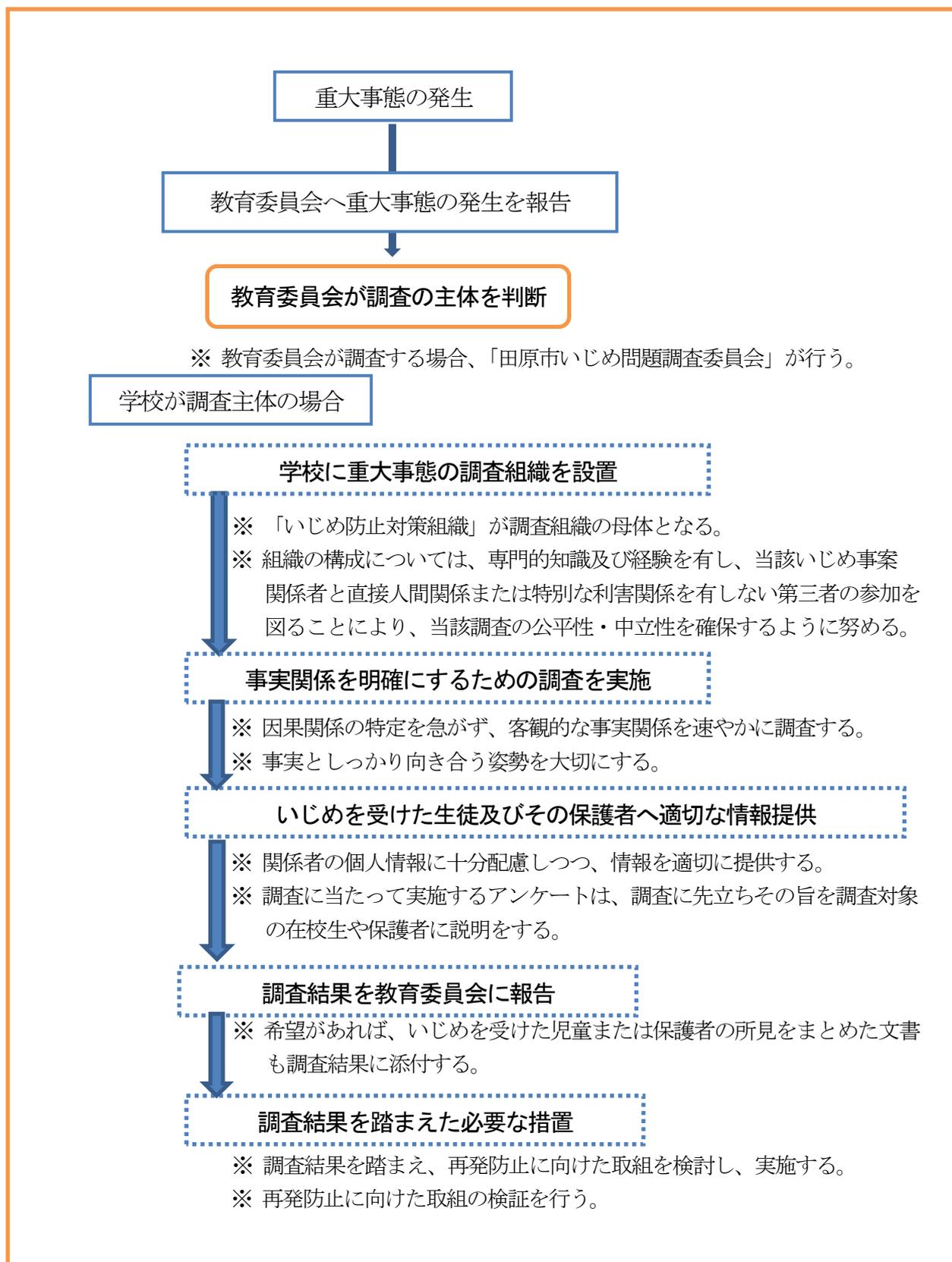
6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ・不登校対策委員会や現職研修などで、いじめ防止に関する校内研修を行い、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月（PTA総会）に保護者へ配付し、ホームページにもアップする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSC、SSWの児童、保護者への周知 ○なかよし班編制 ○全校潮干狩り ○1年生を迎える会	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知	○「学校いじめ基本方針」の説明 ○学校公開
5月	D ○いじめ・不登校対策委員会①	○運動会 ○緑の羽根募金活動	○保・小連絡会	
6月	○いじめ・不登校対策委員会②	○リサイクル活動 ○読み聞かせ ○学校保健委員会〔6年〕	○教育相談週間「ホットタイム」	○学校評議員会①
7月	○いじめ・不登校対策委員会③	○野外活動〔5年〕		○保護者会 ○救命救急講習会
8月	C			
9月	A ○いじめ・不登校対策委員会④	○観劇会		○学校公開 ○親子ふれあい活動
10月	P ○いじめ・不登校対策委員会⑤	○読み聞かせ ○修学旅行〔6年〕 ○学校保健委員会〔2年〕		
11月	D ○いじめ・不登校対策委員会⑥	○学芸会 ○福祉実践教室〔2・5年〕	○教育相談週間「ホットタイム」	
12月	○いじめ・不登校対策委員会⑦	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○校内持久走大会 ○スマホ教室〔4・5・6年〕		○保護者会
1月	C ○いじめ・不登校対策委員会⑧	○福祉実践教室〔3年〕		
2月	D ○いじめ・不登校対策委員会⑨	○入学説明会 ○6年生を送る会	○教育相談週間「ホットタイム」	○親睦バレーボール ○学校評議員会②
3月	A ○学校評価の結果の検証 ○「基本方針」の見直し ○いじめ・不登校対策委員会⑩	○卒業式	○小中情報引継会	○授業参観 ○学級懇談会
通年	P ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○なかよし班あそび（年10回） ○なかよし班清掃（6月・10月・2月） ○なかよし班長縄集會 ○朝会における講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動（児童会の計画）

※ いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。